

競争参加者の資格に関する公示

平成24年度名古屋環状2号線西南部整備効果検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年9月20日
中部地方整備局長 梅山 和成

1 業務概要

- (1) 業務名 平成24年度 名古屋環状2号線西南部整備効果検討業務
- (2) 業務内容 名古屋環状2号線西南部(南部Ⅱ含む)の整備は、名古屋港へのアクセス性の向上を図り、中部圏の国際競争力の強化が期待されており、物流や製造業の事業所等の新たな立地集積への影響について本路線の整備効果を把握することが重要である。
本業務は、名古屋環状2号線西南部の整備が名古屋港周辺の製造業等事業所の立地や大型貨物車から見た物流面に与える影響について検討するものである。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成25年2月28日

2 申請の時期

平成24年9月21日から平成24年10月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土交通省中部地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。
ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>
「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「契約関係様式集」の順で検索のこと。
- (2) 申請書の提出方法
申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写し及び当該業務に係る参加表明書（様式－1～5）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は託送（※注1）により提出すること。
提出先：〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第二号館 中部地方整備局 総務部契約課
電話 052-953-8138
※注1「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次の(1)から(4)条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定し、それ以外の設計共同体については、設計共同体としての資格があると認定する。

- (1) 組合せ
構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとし、構成員の数は2者を限度とする。
 - ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - ③ 中部地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
 - ④ 「競争参加者の資格に関する公示」（平成 24 年 3 月 30 日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長）公示 5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
 - ⑤ 当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（平成 24 年 9 月 20 日付け分任支出負担行為担当官中部地方整備局愛知国道事務所長）2 及び説明書 2 に示された条件を満たしている者であること。
- (2) 業務形態
- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
 - ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- (3) 代表者要件
- 構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- (4) 設計共同体の協定書
- 設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成 10 年 12 月 10 日付け建設省厚契発第 54 号、建設省技調発第 236 号、建設省営建発第 65 号）の別紙 1 に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。
- 5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
- 4 (1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4 (1)②の認定を受けていない構成員が 4 (1)②の認定を受けることが必要である。
- また、この場合において、4 (1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る選定通知の時までに 4 (1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
- 6 資格審査結果の通知
- 「競争参加資格認定通知書」により通知する。
- 7 資格の有効期間
- 6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
- 8 その他
- (1) 設計共同体の名称は、「平成 24 年度名古屋環状 2 号線西南部整備効果検討業務××・△△設計共同体」とする。
 - (2) 当該業務に係る特定手続きに参加するためには、当該選定の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（平成 24 年 9 月 20 日付け分任支出負担行為担当官中部地方整備局愛知国道事務所長）に示すところにより企画提案書の提出者として選定されていなければならない。